

# 鯖江市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務仕様書

## 1. 業務名

鯖江市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務

## 2. 目的

本業務は、介護保険制度等をめぐる今日の環境変化の把握とともに、鯖江市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）（以下「第9期計画」という。）について検証し、介護給付実績の評価、高齢者福祉施策および介護保険事業の執行状況、地域包括ケアシステム構築の課題、日常生活圏域における高齢者ニーズなどについて分析し、鯖江市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画（令和9年～令和11年度）（以下「第10期計画」という。）策定に対し業務支援することを目的とする。

なお、第10期計画には、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく、認知症施策推進計画の内容を包含するものとする。

## 3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

## 4. 業務内容

鯖江市が行う第10期計画の策定を支援するために、次に掲げる業務を行う。なお、計画策定に当たっては国の方針、動向に注意しながら作業を進めるものとする。

### (1) アンケート調査の入力・集計・分析

#### ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和8年2月実施済）

##### (ア) 入力業務

##### (イ) 集計、分析業務

- ・集計業務（単純集計、クロス集計）
- ・日常生活圏域（4圏域）における高齢者の生活実態やニーズなどの分析を行う。
- ・前回（第9期）集計結果との比較、分析を行う。

##### (ウ) 調査結果報告書の作成業務

- ・受託者が「見える化システム」を用いて、国や県の動向を踏まえた必要データの作成を行う。
- ・「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書」を作成する。

#### 【実施概要】

調査対象	65歳以上の一般高齢者および要支援1・2の高齢者
配布数	1種 発送数3,000票（回収率75%の見込み）
調査方法	郵送
集計方法	単純集計、クロス集計

② 在宅介護実態調査（令和8年2月実施済）

（ア）入力業務

（イ）集計業務

- ・集計業務（単純集計、クロス集計）

（ウ）集計分析結果の考察業務

- ・厚生労働省が提供する「自動集計分析ソフト」から出力された分析結果に基づく「集計結果の傾向」と「考察」を行う。

（エ）調査結果報告書の作成業務

- ・「在宅介護実態調査報告書」を作成する。

【実施概要】

調査対象	認定調査の対象となる高齢者
配布数	1種 発送数 700 票（回収率 75%の見込み）
調査方法	郵送
集計方法	単純集計、クロス集計

③ 居所変更実態調査、介護人材実態調査（令和8年1月実施済）

（ア）集計業務

- ・集計業務（単純集計、クロス集計）

（イ）集計分析結果の考察業務

- ・前回調査の結果との経年変化の比較を行い、その結果を活用して今後の事業施策の展開について企画・立案する。

【実施概要】

調査対象	居所変更実態調査：施設系事業所 介護人材実態調査：訪問系事業所、施設系事業所、通所系事業所、 小規模多機能型居宅介護
配布数	発送数 109 票（回収率 53%の見込み）
調査方法	郵送
集計方法	単純集計、クロス集計

（2） 計画策定業務

① 現状分析・調査分析

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査および在宅介護実態調査の結果から見える課題整理
- ・第9期計画における高齢者福祉施策や介護保険事業等の検証  
（第9期計画の各種施策の取組状況や実績数値等についての分析など）
- ・第10期計画に向けて推進すべき方策・体制およびこれに伴う課題整理  
（国が示す介護予防等の「取組と目標」の計画作成フローに沿って行うこと）
- ・認定者数および介護保険給付実績等における課題整理
- ・地域包括ケアシステムの構築のための現状と課題整理
- ・国、県の動向把握と課題整理
- ・上記を踏まえ、各種施策ごとに事業の進捗状況、課題等を抽出すること。
- ・上記に伴う打合せ、協議

- ② サービス事業量推計および保険料の算出
- ・ 受託者が本市の将来人口を推計し、国が提供する地域包括ケア「見える化システム」を用いて、事業量推計・保険料算出を行うこと。事業量推計については、本市の要望に基づき業務担当者が推計作業を行うこと。また、修正、変更点の説明等を行うこと。
  - ・ 保険料の引き上げ要因や上昇抑制要因のとりまとめを作成すること。
  - ・ 上記に伴う打合せ、協議
- ③ 計画素案の作成・編集作業
- ・ 基本的方向性の検討
  - ・ 計画骨子案の検討
  - ・ 第10期計画の素案、最終案の作成
  - ・ 第10期計画のデザイン加工
  - ・ 上記に伴う打合せ、協議
- ④ 策定体制等の支援
- ・ 第10期計画の策定委員会となる鯖江市介護保険運営協議会を年5回程度予定している。必ず業務担当者が出席し、計画書に反映するため意見等の集約を行う。
  - ・ 会議にて依頼する業務は、事前打ち合わせ対応、会議資料（原稿）作成、会議の運営支援、議事要旨作成とする。
- ⑤ パブリックコメントの実施
- ・ 第10期計画に対する意見提出手続き（パブリックコメント）を令和9年1月頃に実施する予定であり、ホームページ掲載用のPDFを作成するなど支援を行うこと。
- ⑥ 第10期計画に関する情報提供支援
- ・ 介護保険・高齢者福祉施策に関する動向は日々変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や内閣官房において指針の公表や会議の開催が行われた際には、都度公表内容の要約版を作成して、速やかに鯖江市に提供するとともに、調査方法や分析方法を検討すること。
- ⑦ 打合せ協議等
- ・ 本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と市担当者は常に密接な連絡を取り、業務の方針および条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認すること。なお、業務責任者または業務担当者は月1回以上の頻度で委託者を訪問し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うこと。
- ⑧ その他
- ・ 本業務の主担当者は、十分な経験と業務遂行能力を有する者とする。
- (3) 成果品
- ・ 第10期計画書の概要版  
(A4版、12頁程度、4色刷り、3部製本およびデータ納品)
  - ・ 第10期計画書  
(A4版、150頁程度、3部製本およびデータ納品)  
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書、在宅介護実態調査報告書を含む)
  - ・ 各種データ一式
  - ・ 保険料の引き上げ要因や上昇抑制要因のとりまとめ資料（データ納品）

※電子データは、PDF データと Microsoft Word、Microsoft Excel 等の編集可能データを、それぞれ CD-R またはフラッシュメモリ等の電子記録媒体に記録して提出。

## 5. その他

### (1) 守秘義務

本業務に関し知り得た個人情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。このことは、契約期間終了後または契約解除後も同様とする。

### (2) 再委託等の禁止

- ① この仕様書で示す業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- ② この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて委託者の承諾を得なければならない。この場合において、受託者は業務に係る一切の責任を負うものとする。

### (3) 著作権の帰属

本業務で作成された計画書およびデータの著作権については、鯖江市に帰属するものとする。

### (4) その他

- ① 会議への出席や打ち合わせに伴う旅費、その他の必要経費はこの仕様書の中に含めるものとする。
- ② 本業務を実施するに当たり、仕様書に関する詳細および本仕様書に記載のないものについては、介護保険制度の見直しに準拠し、技術上当然必要と認められる事項については受託者の責任において補充するものとする。
- ③ 受託者は、本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について事前協議しなければならない。なお、この仕様書に示していないことで、業務遂行上必要とする事項については、その都度協議するとともに、委託者の指示を受けるものとする。
- ④ その他、国および県への各種報告・資料提出があった場合には、本市の指示する時期に円滑に対応すること。
- ⑤ 成果品納品後、受託者の責任による事象が生じた場合は、双方協議の上、受託者は無償で修正または訂正するものとする。